第４８号議案

八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑶　（略） **⑷　指定居宅サービス事業者　法第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。** ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） ２　（略） （基本方針） 第３条　（略） ２　（略） ３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ２　（略） （基本方針） 第３条　（略） ２　（略） ３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立

って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の**指定居宅サービス事業者等**に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。	って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の**居宅サービス事業者等**に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設**、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者**等との連携に努めなければならない。	４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
５・６　（略）	５・６　（略）
（従業者の配置の基準） 第４条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを市規則で定める基準により置かなければならない。	（従業者の配置の基準） 第４条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの**（以下次条第２項を除き、「介護支援専門員」という。）**を市規則で定める基準により置かなければならない。
（管理者） 第５条　（略） ２　管理者は、**介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員**でなければならない。	（管理者） 第５条　（略） ２　管理者は、**介護支援専門員**でなければならない。
３　（略）	３　（略）
（内容及び手続の説明及び同意） 第１０条　（略） ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの**であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる**こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。 **３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じ**	（内容及び手続の説明及び同意） 第１０条　（略） ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの**である**こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

た場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	
４　（略）	**３**　（略）
５　（略）	**４**　（略）
６　**第４項後段**の同意を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第１項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び**第４項後段**の同意をした場合は、この限りでない。	**５**　**第３項後段**の同意を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第１項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び**第３項後段**の同意をした場合は、この限りでない。
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第２０条　指定居宅介護支援の具体的な取扱いは、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。	（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第２０条　指定居宅介護支援の具体的な取扱いは、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　介護支援専門員は、サービス担当者会議（利用者及びその家族の参加を原則とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、**利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の**やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。	⑻　介護支援専門員は、サービス担当者会議（利用者及びその家族の参加を原則とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
⑼～⑿　（略）	⑼～⑿　（略）
⑿の２　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。	
⒀　介護支援専門員は、**第１２号**に規定する実施状況の把握（以下「モニタリン	⒀　介護支援専門員は、**前号**に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」と

グ」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、少なくとも１月に１回、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録すること。 ⑭～⑰　（略） **⑰の２　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。** ⑱　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て**主治の医師等**の意見を求めること。 **⑱の２　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。** ⑲～㉖　（略）	いう。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、少なくとも１月に１回、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録すること。 ⑭～⑰　（略） ⑱　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て**主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）**の意見を求めること。 ⑲～㉖　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第２０条第１７号の次に１号を加える改正規定は、平成３０年１０月１日から施行する。

（管理者に係る経過措置）

２　平成３３年３月３１日までの間は、この条例による改正後の八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第５条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員を除く。）を八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第５条第１項に規定する管理者とすることができる。